

1. 件 名：東海発電所及び東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請
（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和4年8月24日 10時30分～11時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
藤川安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長、他8名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海発電所及び東海第二発電所 周辺監視区域の変更に伴う 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
- （2）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域境界変更、保安規定審査基準の説明）
- （3）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）
- （4）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）
- （5）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書（ヒアリングコメントリスト）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	それでは本日のヒアリングを始めたいと思います。本日のヒアリングは、東海発電所及び東海第2発電所の保安規定変更認可申請についてです。
0:00:16	事業者から説明をお願いします。
0:00:19	はい。日本原子力発電の小松と申します。本日はよろしく申し上げます。まず資料の確認をさせていただきたいと思います。まずですねヒアリングのコメントリスト。
0:00:29	が一つ、次にですね資料1としまして保安規定認可申請のですね概要を示したものの、パワーポイント資料です。次にですね資料2として保安規定の審査基準。
0:00:43	の説明を行ったもので資料3が設置許可申請書の取り扱いについて、資料4が廃止措置計画の取り扱いについてといったもので今日は、準備してございます。
0:00:55	資料は手元にありますでしょうか。はい。それではですね本日、ヒアリングの進め方としましてはヒアリングのですねコメントリストを基にですね、
0:01:06	前回のヒアリングでいただきましたコメントを踏まえてですね、修正した点を中心にですね説明させていただければというふうに考えています。ヒアリングコメントリストのですねナンバー1についてですね、
0:01:18	周辺監視区域の変更箇所はフクイ復旧予定というような記載ではなくて、復旧するということで明確に記載するようにというご指摘いただきましたこちら資料1を見ていただきまして資料1のですね、2ページ目になります。
0:01:36	こちらのですね、上から三つ目のポツですね、今回の変更は、下、安全性向上対策工事終了後、変更前の位置に復旧するというので、
0:01:47	明言するという形で修正をしています。はい。続きましてですねまたコメントリスト戻っていただきまして2、二つ目のですね、周辺監視区域の変更は一時的であることを記載することと、
0:02:00	ということでこちらについてもですね同じご指摘になりました同じページのですね、ご指摘になりまして、これは二つ目のポツですね、
0:02:10	周辺監視区域内に、作業用地を確保することが困難な状況にあることから、周辺監視区域を一時的に変更するというので、ここにですね、一時的にというワードを追加させていただいたということになります。またですねコメントリストではないんですけども女川さんのですねヒアリング状況、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	我々オチしておりますでそこです、具体的にどうい
0:02:36	周辺監視区域をどうしてもです、変更しないといけない理由が、あればですねそれを記載した方がいいだろうということで、
0:02:45	前段部分はですね、今回追記させていただいたところというところになります。はい。
0:02:51	コメントNo.2 については以上になります。
0:02:54	同じページですねコメントナンバー3 になりますけども、周辺監視区域の復旧については、なお書きでなく、明確に記載することというところをして、こちらはですね三つ目のポチになりまして、
0:03:07	もともとはですね、なお今回の変更はというような形で、不付随するような形で書かせていただいたんですけども、ここはですね、まさに重要なポイントだと。
0:03:18	いうことでお書きの記載をし改めているというところになっています。
0:03:23	はい。
0:03:24	コメントNo. 3 は以上になりまして、
0:03:27	続きましてですねコメントNo. 4 番ですね、参照している設置許可がいつ許可になった新設所なのか明記することということで、こちらはですね資料 2、A2 の方になります。
0:03:40	資料 2 の、
0:03:55	A1 の 10 ページ目になります。
0:04:00	このページはですね保安規定変更内容と設置許可のですね整合性について整理した表になってございまして、そのうちですね
0:04:11	表 4-1 のですね、ガラ破断のところですね、表中の東海第 2 で言いますと、等に設置許可の記載の有無というところで記載ありのところ本文 9 号と添付書類八、九、
0:04:26	これらにですね、
0:04:28	支援会社区域に関する記載がありますけどもこのですね、いつの記載を参照しているかというところで、最新のですね、令和 3 年 12 月 20 日の設置許可、
0:04:40	について参照しているということを明確にしたというものになります。
0:04:45	当会側は、表 4-2 ページ、表 4-2 ですね、になりまして、本文 9 号については平成 25 年の届け出で参考図面については平成 21 年の設置許可と、
0:04:58	いう段階で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	許可であったりとか届け出させてもらったものを、を参照しているということが明確にわかるように記載をしたというものになります。
0:05:10	はい。
0:05:13	No.4 については以上で続きましてですねナンバー5 番ですね、土砂の一時的な仮置きについて記載を整理することと、というようなコメントでして、これはですね以前
0:05:24	一つのページだけですねこの記載があったというところなんですけども、例えばですね、資料 2 の添付資料 1 ですね、添付資料 1-1 ページ。
0:05:40	もともとですね、添付資料 1 の 1 ページには、躯体工事に伴う鉄筋の組み立て作業と、コンクリート打設のための大方組み立て作業の方に書いてあったんですけど、
0:05:53	それに加えてですね、掘削工事に伴う建設発生度の一時的な仮置場ということでそれぞれですね記載の何ですかね
0:06:03	多い少ないっていうのはなくしてすべてのところにこれを記載するように、整合をとったといった修正になります。
0:06:11	はい。
0:06:12	No.5 は以上でコメントNo.の 6 番目ですね、図 2 の縮尺が合っていないので必要性も含めて整理することということで、今、お開きいただいたですね添付資料 1-1 ページの次にですねもともと、
0:06:27	図 2 という形で、どういったですね、作業用地の中で、それぞれどういう使い方をするかっていう図を載せていたんですけども、これに関してはですね、あまりですね
0:06:40	説明に関して直接的な必要性のところですかね、コメントの必要性のところ、あんまりですね
0:06:50	具体的にこれこれを説明したいって資料だということが明確になっていないところ、当間他のところですね、具体的に必要性と説明できるというところ、まず自体はですね、
0:07:00	削除させていただいたところになります。
0:07:04	はい。
0:07:05	続きましてですね、コメントナンバー7 番目ですね、東海発電所側の周辺監視区域施設管理基準が記載されているので追記することと、
0:07:16	いうご指摘については、
0:07:23	今今のページの 1 枚めくっていただきまして添付資料 2 というものですね、資料 2 の添付資料 2 という、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:30	ものになりましてこれはですね周辺監視区域の管理について整理しているところなんですけども、参照しているですね、
0:07:39	し添付資料 2 の 1 ページ目ですね、中段のところですね、具体的な管理方法は社内規定に定めているというところで、社内規定を呼び込んであるんですけど、もともとですねトーカー側の
0:07:52	周辺監視区域、施設管理基準が記載されてなかったということで次ですね添付資料 2 の 2 ページ目に、今回追記させていただいたというものになります。
0:08:02	東海第 2 とですね少しタイトルが違うところがあるんですけども、記載内容は全く同じ内容が記載されているというものになります。はい。
0:08:16	ナンバー 7 は以上でして続きましてですね、ナンバー 8 番ですね。
0:08:22	これはですね同じ添付資料 2 の 3 ページ目になります。
0:08:28	図 1、①の段階で標識をつけ内容を見るため記載を修正することというのをご指摘いただきまして、
0:08:36	もともとですね 2 本、添付資料 2 の 3 ページ目の 2 ポツのですね、工事工程のところの、
0:08:44	2 段落目ですね、現在の周辺監視区域はエリア造成等を行い、変更後の周辺監視区域境界に新設の門扉及び柵を設置するというところでここに標識がないというようなご指摘かと。
0:08:57	認識していますけども、今回ですね
0:09:01	保安規定申請の付則にですね、今回我々 JAさんの土地に今回周辺監視区域を、エリアを設置するということで、
0:09:11	JAさん側のですね周辺監視区域変更の本規定のですね、修正も今回変更のため、実現のためには必須ということで、それぞれのですね、
0:09:23	認可以来段階で標識をつけてですね、実際に周辺監視区域変更するというふうにしていますので、この図 101 の断面ではですね、まだ標識をつけないと。
0:09:36	ということで今の記載で正確になってるというふうに考えています。
0:09:43	はい。
0:09:44	コメントを No. 8 番ですね。以上でして、
0:09:49	コメント No. の 9 番目ですね、同じ資料で周辺岩種区域変更した箇所の出入口の監視について説明することということで、こちらについてはですね同じページの 3 ポツにですね、記載してまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	中段ぐらいで黄色ハッチングしているところですけども、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限するため周辺監視区域への出入りがある場合は関心を配置すると。
0:10:17	ということで
0:10:19	我々としては
0:10:22	仮設扉というものは、今回の運用では設置しないんですけども、出入りがある場合はですね、監視員を配置して適切に管理しますということを明記させていただいたところになります。
0:10:34	はい。
0:10:54	ここで一度切らせていただきますのでご指摘等或いはお願いします。
0:11:01	規制庁の長江ですちょっとこれと重要かなと思うところで
0:11:06	資料の1のパワーポイントの2ページ目ですかね。
0:11:11	に書かれてる。
0:11:15	今日のコメントでいくと、
0:11:18	2番とか3、3番に関係するところなんですけど、
0:11:23	ここに括弧に変更概要が書かれてて、
0:11:27	三つ目のポツで、今回の変更はっていうことで復旧するって書かれてるんですけど、これって割と
0:11:36	いろんなところに出て、出てくる重要な話なんですけど。
0:11:40	正確に書いた方がいいかなと思ってて、要は
0:11:44	今回のその周辺監視区域の変更は、その安全性向上対策工事終了後に、
0:11:52	その保安規定の変更認可を行う。
0:11:55	それから変更前の位置に復旧するということだと理解しているので、そこをはっきり書かないと、
0:12:02	もう1回変更認可やって、
0:12:05	それが認可された後に、元に戻るんだっていうことを、事実関係としてはそう思ってるんですがそれよろしいですか。
0:12:13	はい。日本別所発電の小松です。まさにおっしゃられる通りで今回主、周辺監視区域変更ということで保安規定変更して認可を受けた後ですね、安全対策工事、
0:12:24	使いまして、アベ財政工事終わればですね、再度保安規定変更認可申請をさせていただいて、もともとの一井に変えるまた変えると。
0:12:34	ということで申請させていただく予定としています。
0:12:39	規制庁の長江です。ありがとうございますそれでいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	理解はしてるんですけどもそのプロセスがね、
0:12:48	後で出てクルー、その設置許可との整合性の話のところ、その元に戻すから図面の前後が関係ないっていう話をいきなりされてるんですけど、
0:12:59	今言ったプロセスで、一旦ある期間は、不整合はあるんだけど最終的に、さらに保安規定を人に、
0:13:09	変更認可を申請して元に戻すので、結果的にはその元の状態に戻るんだっていう、そういう説明しないと、この現在出されてルー保安規定の変更認可の中で全部やっちゃうように見えちゃうので、そこははっきり、
0:13:24	させていただきたいということが趣旨です。
0:13:27	日本原子力発電の小松です趣旨、理解しましたのでここにですね、まさに保安規定再度申請させてもらって、もともとの位置に戻すっていう保安規定変更認可申請。
0:13:40	させてもらってから戻すっていうことを明記したいと思います。以上です。規制庁長井ですそれがはねるところが今日の資料2とか3の中に、
0:13:53	またちょっと確認していただければいいかと思うんですけど、
0:13:57	何ヶ所かあると思うんですよ。だからその部分ちょっと、よくよくちょっと見ていただいてその部分も、今私が言ったように正確にこう書いていただくようお願いいたします。私から以上です。
0:14:12	日本月商マツノコマツです幾つかですねこのキーワードですかね、この後は記載されている箇所があるのですべてですね、同じ記載で正確に記載したいと思います。以上です。
0:14:25	お願いします。よろしく申し上げます。
0:14:34	では衛藤都築の
0:14:37	回答、指摘に対するコメントアップ、コメント回答の方を続きお願いいたします。
0:14:44	日本原子力発電の山本です。よろしく申し上げます。こっから被ばく評価関係ですねところについてのコメントの修正箇所についてご説明させていただきます。
0:14:55	まずコメントリストの方ですがNo.10とNo.11ですね。
0:15:01	まとめてちょっとご説明させていただきたいと思います。No.10の方はですね、
0:15:06	人の居住に着目した場合の線量評価。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:11	についてですね。はい。討議の特徴的な、ちょっと評価の評価の取り方をしていますのでそちらについて少し詳しく冒頭の方で考え方を記載。
0:15:23	をするというのを修正しています。11番の方についてはですね主平常時の被ばく評価で非居住区域境界っていう言葉を使っていたんですけど、
0:15:33	確かに設置許可の中でもですね、出てこないワードですのでこれについて適切な書き方に見直しをしております。具体的にはですね、資料3の方になりますが、
0:15:46	資料3の、
0:15:51	2-2ページの方になりますと、資料3-2の2ページの方で、
0:15:57	黄色ハッチングがかかったっていうところになりますが、東海大発電所についてはですね、
0:16:05	人の居住、
0:16:06	に着目した実効線量の評価については、発電所の南側の周辺監視区域が隣接事業所の周辺監視区域と隣接しているため、人の居住を考慮し、隣接事業所の周辺監視区域を含めた、
0:16:22	周辺監視区域境界上に、線量計3点を設置し、設定しているところを明記させていただいております。あと、あ、すいません。
0:16:34	2の3ページの方もですね、同じようにですね、(1)の方が人の居住に着目した場合の実効線量の計算地点について5、
0:16:45	説明している部分と、いうところになりますのでここについて修正をしております。
0:16:52	(2)のところはですね基本的に記載は変えてないんですが、記載順をですね、最初に
0:17:01	希ガスのγ線預金する実効線量の評価点について、前の資料では最初に説明してたんなんですが、ここについては1の教授に着目した実効線量の評価点がですね、
0:17:16	添付ごめんなさい本文の記載事項にもなっておりますので、そちらをす、最初に書くということでちょっと構成の順番を変えたところになります。
0:17:27	2-3ページの2ポツ、2ポツ2ポツ2の確認結果というところになりますが、これについてもですね、具体的に、本文9号とあと添付9の方にはですね、
0:17:40	1の教授を着目した実効線量の評価結果ということで、線量目標値に関する指針に基づいた評価結果を記載しているということと、
0:17:52	添付9の方にはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:55	周辺監視区域における気がそのガンマ線に起因する事故線量という と、楨の結果を記載しているというところを、
0:18:03	頭書きでちょっと明確にさせていただきました。
0:18:09	と、
0:18:13	あとですね、事故時の方になりますが、
0:18:24	2-10 ページの方になります。
0:18:27	藤。
0:18:28	インポートさんのところで、事故時の評価について
0:18:32	記載しておりますが、
0:18:34	これについてです。ごめんなさい、コメントリストのナンバー12 に当たり ますが、敷地境界は変更しないというふうに記載してましたが、これに ついてはですね周辺監視区域を、
0:18:47	元の状態に復旧するということから、敷地境界を変更しないというこ を具体的に記載をさせていただいております。
0:18:59	あとNo.13 についてですが立地指針に基づく重大事故と仮想事故につい ても、記載を最大径 3 地点ですねについて記載するを追記することとい うことで、
0:19:13	2-11 ページと 2-12 ページですね、の方になりますが 2-11 ページ の方は、図の方の紙、左下の方にですね、立地C2 から重大事故仮想 事故ということで主蒸気管破断、
0:19:28	のそれぞれの評価方位、最大の線量地点の評価方位を記載、追記して おります。あと 2-12 ページの方は、
0:19:40	ロッカーですね、原子炉冷却材喪失の場合の結果を追記をしている、し ております。
0:19:50	ごめんなさいとコメントリストの 14 ページ、14 番です。No.14 の方。
0:19:56	についてですが、こちらについてはですね、
0:20:03	2-24 ページになります。
0:20:10	当設置許可との整合ということでそれぞれですね関係してる、記載箇所 を表で記載してますが、
0:20:20	2-24 ページの第 5-1-7 表ですね、こちらの表が抜けておりましたの で新たに追記をさせていただいております。
0:20:30	あとここ以外にですね、図のほうですね、線量評価点数と加瀬周辺監視 区域図っていうものがありますのでそちらについても、前回ちょっと
0:20:41	省略してたんですけど今回すべて記載を、
0:20:45	させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:50	コメン。
0:20:52	等については以上。
0:20:54	が途中、衛藤変更箇所となります。
0:21:04	それでは質疑に移りたいと思います。規制庁側から何かありますでしょうか。
0:21:09	規制庁の長江です。
0:21:11	えっとですねちょっと気になったところでいくと今の最後におっしゃられた、
0:21:20	資料3の2-24ページの、
0:21:25	一番下の
0:21:28	線量計算地点その1っていうところろ、D、
0:21:33	なんつうの影響の有無なしって書かれて、最初私がコメントした
0:21:38	主、ここで理由その理由に周辺監視区域境界の変更箇所は安全性向上対策工事の終了後、
0:21:46	変更前の位置に復旧することから影響はないっていう話は、先ほど言ったコメントの通りなんていうんすかね。
0:21:53	工事の終了後にまた保安規定の変更認可を行って、その認可後に戻るに復旧するっていう形なんで、
0:22:03	それで元に戻るのを元に戻すのだということで、
0:22:08	その辺の書き方は、こういうところにも跳ねてくるので、ちょっとよろしくお願いします。
0:22:14	それから
0:22:16	もう一つなんですけど
0:22:18	2-10ページのところちょっと今ご説明あった黄色のハッチングされてる。
0:22:27	下の一番最後のところなんです。今回の2-10ページですね、今回の周辺監視区域境界の変更は、
0:22:34	非居住区域境界の変更であることから、非教授非居住区域境界上の線量へ計算地点に影響ない。また、今回の周辺監視区域、
0:22:46	の変更箇所は、安全性向上対策工事の終了後変更前の位置に復旧することから、敷地境界の変更。
0:22:54	を行わないためって書いてるんですけど、
0:22:57	今回の周辺監視区域の変更箇所はもともとその、
0:23:01	この工事の復旧、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	手元に戻すっていう話ではなくて変更箇所自体が、敷地境界の変更を行わないっていう。
0:23:11	それだけの話なんでこの安全補正工場。
0:23:15	対策の終了後その復旧することから、それが理由になるわけではないと思うんで、
0:23:21	ここの表現いらなと思うんですよこれ全部、あといっぱいいろんなところ出てくるんですけど、単純にその周辺監視区域の変更はするけど、
0:23:30	敷地境界自体はちょっと形は別にして
0:23:35	変更してないので、
0:23:38	それはもう、変更に戻すか復旧するとかって話は関係ないと思うんで、ここは不要だと思うんです。文章は、ちょっとその辺ちょっと確認したいんですけども。
0:23:49	日本原子力発電の山元です。
0:23:51	当然か少しコメントを受けてましてそちらちょっと私の認識ではですね、周辺監視区域の変更スルーにあたってですね今回
0:24:03	JAさんの敷地のところに出張って、周辺監視区域を変更してますので、通常ですと、やはり敷地きよ、敷地の中に周辺監視区域を引く。
0:24:15	ことが前提になるのかなと思いますので、一般的にはなったと思うんですけど、なると思いますので、今回、やはり1回も、一時的に周辺監視区域を広げるので敷地境界をそこまで、
0:24:29	とうぎんの敷地境界としては広げないっていう、その部分を少しちょっと表現した、したくてですね記載をさせていただいているところになっております。
0:24:39	規制庁のアサノん、内容を理解し、おっしゃることは理解してるんですけど、
0:24:46	事実関係だけを書くっていう整理でいくと、
0:24:50	それは何ですかね
0:24:53	この場合の、何ていうんあんみずらだけの話としては
0:24:58	周辺監視区域の変更。
0:25:01	であって、その
0:25:02	敷地自体は変え変えてないですよっていうことをそれだけをはっきりしたいということで、ここの、今、山尾さんがおっしゃった、
0:25:14	ここで
0:25:15	復旧することからっていうところの話がこの中の文章でちょっと繋がらないのかなということちょっと混乱したということなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:26	日本消火栓の山元です。衛藤。
0:25:29	線量評価について、着目してき結論を記載するという意味では、志摩市の敷地変更はないので、変更ありませんというそれだけを端的に記載する。
0:25:44	ことでも、はい。
0:25:46	我々としては問題ないかなと思って。
0:25:48	規制庁の長井ですちょっと文章上、これ後にも全部こうずっと出てくるんで、ちょっと
0:25:57	気になったんでちょっと
0:25:59	コメントしたということです。
0:26:05	規制庁宮ですと、前回のコメントもあるので、ちょっと案だけ言っておくと、なお書きでいいかなと思っていて多分他、何か言ってるように今回のところの影響はないっていうところがまず、
0:26:16	今回はで始まる変更人員変更がないっていうところは、多分そのままだと思うんだけど、なお、今回週刊誌金庫は絶対復旧す。
0:26:28	することとしているぐらいで切っておけば、
0:26:31	いいんじゃないかなと。
0:26:34	線量計算値で影響がないっていうのはちょっと話が違うので、復旧するっていうことだけを直入後ろにつけてあげばいいんじゃないかなと思いますんで、
0:26:45	いいすかね。それではい。
0:26:48	現在のヤマモトですと、承知しました。
0:26:58	他に何かありますでしょうか。
0:27:06	議事原子炉規制庁の宮本です。それでは今日出た内容っていうのは、特に論点とかその、
0:27:14	中身に入る話でなくて記載の適正化になると思いますので
0:27:18	2点あったと思いますのでその記載を適正化した上で、提出していただければと思いますけどよろしいでしょうか。
0:27:25	日本現職発電の小松です。記載、本日いただいたコメントについてはですね記載すべて修正した上で提出資料提出とさせていただきたいと思えます。以上です。
0:27:37	事業者側から他に何か。
0:27:40	ありますか。
0:27:43	それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。